

国立国会図書館

配偶者控除の見直しに関する議論

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 842 (2015. 1. 15.)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| はじめに | 2 所得階層別の影響 |
| I 配偶者控除制度の沿革、現行の制度について | 3 専業主婦・パート主婦世帯に対する優遇 |
| 1 配偶者控除の創設 | 4 廃止による増税効果 |
| 2 配偶者特別控除の創設 | III 配偶者控除制度は労働力供給を抑制しているか |
| 3 配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止 | 1 アンケート調査 |
| 4 現行の配偶者控除制度 | 2 既婚女性の給与所得分布 |
| II 配偶者控除制度に関する議論 | 3 定量的分析 |
| 1 「103万円の壁」 | おわりに |

- 配偶者控除制度は「103万円の壁」として、既婚女性が就労調整をする原因となっていると指摘されており、女性の働き方に対して中立でないとの観点から、見直しの議論がなされている。
- 配偶者特別控除の創設により、「パート問題」と呼ばれた手取りの逆転現象はすでに解消されており、税制上の「103万円の壁」はなくなっている。ただし、妻の年収103万円付近から、妻自身に所得税・住民税の納税義務が発生し、「心理的な壁」となっているほか、夫の配偶者手当が支給されなくなるなど実質的な負担増も生じ、結果として「103万円の壁」は今なお残っているとと言える。
- アンケート調査や既婚女性の給与所得分布、定量的分析等により、配偶者控除制度は既婚女性の労働供給力をある程度抑制する効果を持つとの見方がある。

国立国会図書館
調査及び立法考査局財政金融課
いわみ さちお
(岩見 祥男)

第842号

はじめに

安倍内閣は「女性の活躍」を目標に掲げている。平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—¹（成長戦略）の中では、女性の活躍推進と働き方改革²の1つの施策として「女性の働き方に中立的な税・社会保障制度等への見直し」を挙げており、「働き方の選択に対して、より中立的な社会制度を実現するため、税・社会保障・配偶者手当等について、経済財政諮問会議で総合的に検討する」としている。女性にまつわる税の問題としては、具体的には「配偶者控除制度」³の見直しが挙げられる。この制度はいわゆる「103万円の壁」として、既婚女性が就労調整をする原因になっているとも指摘されており、女性の働き方に対して中立でないとして、毎年の税制改正の議論の中で取り上げられることが少なくない。本稿では、配偶者控除制度の創設からの変遷過程をまとめるとともに、本制度にまつわる議論について整理を行う。

I 配偶者控除制度の沿革、現行の制度について

この章では税制調査会の答申に基づき、配偶者控除制度の創設から現行に至るまでの変遷（表1参照）の主な内容について、その制度の趣旨に着目しつつ説明する。

1 配偶者控除の創設

配偶者控除は昭和36年に創設された。それまで配偶者は1人目の扶養親族として取り扱われ、扶養控除が認められていたが、配偶者控除の創設により、扶養控除よりも高い控除額であった基礎控除と同額の所得控除が認められるようになった。税法上においても配偶者に「妻の座」を認め、妻の「内助の功」に報いることが配偶者控除創設の趣旨の1つとされている。また、審議の過程では、夫婦所得合算制での2分2乗方式⁴による課税についても検討されたが、累進税率適用の下では、片稼ぎの高額所得者の場合に特にメリットが生じることなどの理由から採用されず、従来の個人単位課税を引き続き維持していくことが確認された。加えて、事業所得者に比して負担が重いと言われていた、給与所得者の負担軽減の意味合いも込められており、両者の公平を保つ効果が期待されていた⁵。

* 本稿の注におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2015年1月5日である。

¹ 産業競争力会議「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦— 2014.6.24, p.21. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>>

² 女性の活躍推進が期待される理由について、「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—の中では、「人口減少社会への突入を前に、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある若者が将来に希望が持てるような環境を作ることで、いかにして労働力人口を維持し、また労働生産性を上げていけるかが、日本が成長を持続していけるかどうかの鍵を握っている」、「とりわけ我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」と説明している。（産業競争力会議 前掲注(1), p.8.）

³ 本稿では、配偶者控除及び配偶者特別控除を合わせて「配偶者控除制度」と定義する。

⁴ 2分2乗方式とは、夫婦を課税単位とし、夫婦の所得を合算して均等分割した上で課税を行う方式。

⁵ 税制調査会『当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査会第一次答申）及びその審議の内容と経過の説明』1960.12, pp.39-49; 税制調査会『税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明』1961.12, pp.197-198.

表 1 配偶者控除制度の変遷

	主な改正内容	配偶者に係る控除額
明治20年 (1887年)	所得税の創設	—
大正10年 (1921年)	扶養控除の創設（18歳以上60歳未満の配偶者は対象外）	—
昭和15年 (1940年)	扶養控除の対象に「同居の妻」を追加	12円【税額控除】 ↓段階的に引上げ 1,800円（昭和24年）
昭和25年 (1950年)	<シャープ勧告を受けた戦後の税制> 扶養控除を所得控除方式に変更（配偶者も対象）	12,000円【所得控除】 ↓段階的に引上げ 20,000円（昭和27年）
昭和28年 (1953年)	配偶者は1人目の扶養親族として、他の扶養親族よりも控除額を大幅に引上げ	35,000円 ↓段階的に引上げ 70,000円（昭和35年）
昭和36年 (1961年)	配偶者控除の創設（扶養控除から独立） ※住民税では、昭和41年度に配偶者控除が扶養控除から独立	90,000円 ↓段階的に引上げ 210,000円（昭和48年）
昭和49年 (1974年)	基礎控除、配偶者控除、扶養控除の控除額を統一	240,000円 ↓段階的に引上げ 330,000円（昭和61年）
昭和62年 (1987年)	配偶者特別控除（上乗せ部分＋消失控除）の創設	380,000円〔492,500円〕 ※〔 〕内は、配偶者特別控除の最大控除額を上乗せした合計額 ↓段階的に引上げ 380,000円〔760,000円〕（平成15年）
平成16年 (2004年)	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	380,000円 ↓ 現在に至る

（出典）大蔵省主税局編『所得税百年史』1988, pp.144-207などを基に筆者作成。

2 配偶者特別控除の創設

配偶者特別控除は昭和62年に創設された。配偶者特別控除は、妻の所得が配偶者控除の適用範囲内である場合は従来の配偶者控除に上乗せする形で、配偶者控除の適用範囲を超える場合はそれ単独で適用される消失控除⁶として設計されていた。これにより、従来の配偶者控除において、適用上限前後で世帯の税引後手取所得が逆転するとして懸案となっていたいわゆる「パート問題」が、税制面においては実質的に解消されることとなった。

一方、配偶者特別控除の創設により、配偶者控除の持つ「内助の功」に対する評価がより大きく反映されることとなり、事業所得者と給与所得者のバランス調整という機能が一層強化される結果ともなった⁷。さらに、平成元年度に開始となった消費税の導入議論に対する批判をかわすことが、本控除創設の目的の1つであったとも指摘されており、配偶者特別控除の創設は、専業主婦世帯に向けた政策的な配慮の表れと見る向きもある⁸。

⁶ 消失控除とは、所得が一定額を超えると控除額が遞減・消失する仕組み。

⁷ 国税庁『昭和62年改正税法のすべて』大蔵財務協会, 1987.6, pp.30-34; 国税庁『昭和63年改正税法のすべて』大蔵財務協会, 1988.6, pp.302-304.

⁸ 樋口美雄「「専業主婦」保護政策の経済的帰結」八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社, 1995, pp.185-219; 中澤秀一「ライフスタイルの選択に中立な税制—配偶者控除・配偶者特別控除を中心に—」『静岡大学経済研究』8(2), 2003.10, pp.67-78.

3 配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

平成 16 年より、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止された。配偶者特別控除が創設された際には、当時の最も典型的な家族類型であった専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていたが、その後の社会情勢の変化により、女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになった。そのような状況の中、配偶者控除に上乗せして、いわば「2 つ目」の特別控除を設けていた改正前の制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっているとして廃止された⁹。

4 現行の配偶者控除制度

平成 26 年度現在の配偶者控除制度は、以下の表 2、図 1 のようになっている。平成 25

表 2 現行の配偶者控除制度の概要

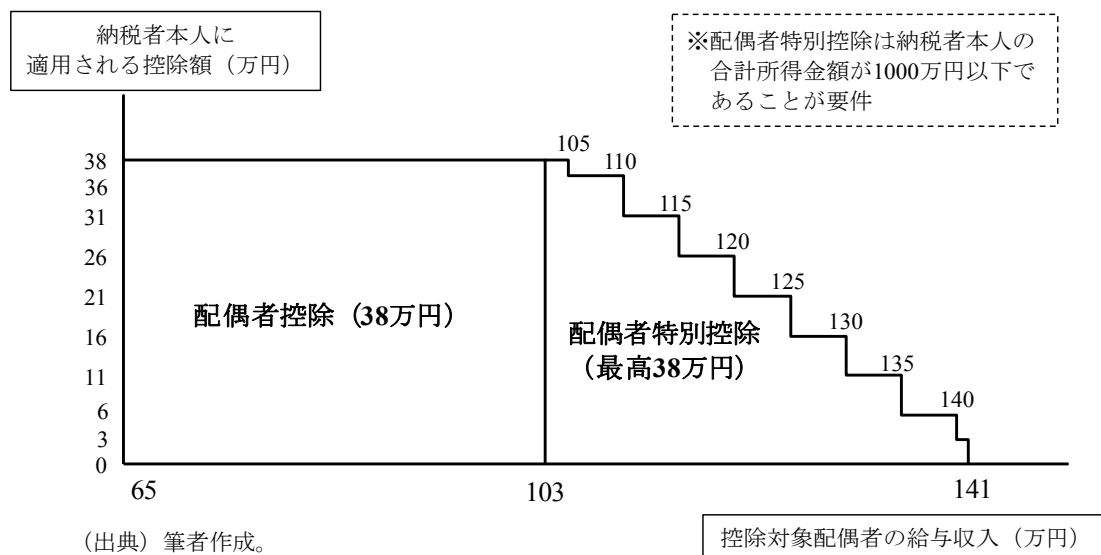
配偶者控除		
制度の概要	納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられる	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しない） ・納税者と生計を一にしていること ・年間の合計所得金額が38万円以下（給与収入では103万円以下）であること ・青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと 	
控除額	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者
	38万円 ※個人住民税は33万円	48万円 ※個人住民税は38万円
創設年	昭和36年 ※個人住民税は昭和41年度	昭和52年 ※個人住民税は昭和56年度
配偶者特別控除		
制度の概要	控除対象配偶者の年間合計所得金額が38万円超76万円未満（給与収入では103万円超141万円未満）の場合、控除対象配偶者の所得金額に応じて、所得控除が受けられる	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・控除を受ける人のその年における合計所得金額が1000万円以下であること ・民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しない） ・納税者と生計を一にしていること ・青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと ・ほかの人の扶養親族となっていないこと ・年間の合計所得金額が38万円超76万円未満（給与収入では103万円超141万円未満）であること 	
控除額	最高38万円で、配偶者の所得金額に応じて減少（消失控除） ※個人住民税は最高33万円	
創設年	昭和62年 ※個人住民税は昭和63年度	

（出典）「配偶者控除」国税庁HP <<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1191.htm>>; 「配偶者特別控除」国税庁HP <<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1195.htm>>; 「人的控除の概要（所得税）」財務省HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/045.htm>; 「[参考]人的控除の概要（個人住民税）」財務省HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/045a.htm> を基に筆者作成。

⁹ 税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」2002.11, p.5. <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/141119.pdf>>

年度の予算ベースにおいて、配偶者控除の適用者数は約 1400 万人、減収額は約 6000 億円、配偶者特別控除の適用者数は約 100 万人、減収額は約 300 億円となっている¹⁰。

図 1 現行の配偶者控除制度のイメージ



II 配偶者控除制度に関する議論

この章では配偶者控除制度の意義や、昨今取り沙汰されている議論について主なものを整理する。

1 「103 万円の壁」

夫が主たる収入を稼ぎ、妻が補助的な収入を得ている世帯を考える場合¹¹、配偶者控除の適用上限である 103 万円¹²を境に、妻の就労が抑制されているとして、いわゆる「103 万円の壁」が問題とされている。ただし実際には、消失控除である配偶者特別控除が創設されたことにより、「パート問題」と呼ばれた配偶者控除を原因とした手取所得の逆転現象はすでに解消されており、税制上の「103 万円の壁」はなくなっている。もっとも、妻の年収 103 万円付近から、妻自身に所得税・住民税の納税義務が発生し、「心理的な壁」¹³とな

¹⁰ 財務省「第 6 回税制調査会 財務省説明資料 (配偶者控除)」2014.4.14, p.4. <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/05/23/26zen6kai3.pdf>

¹¹ 当然のことながら、妻が主たる収入を稼ぎ、夫が補助的な収入を得ている場合は、夫の収入を要件として、妻に配偶者控除が適用される。

¹² 妻の収入がパートの給料などの給与収入である場合、妻自身に適用される給与所得控除 65 万円に、配偶者控除適用要件の上限である 38 万円を足した 103 万円となる。

¹³ 是枝俊悟氏は、「税負担が 0 円であることには強い心理的効用を感じ、税負担が 0 円から 1,000 円に増えることは、たとえ 1,000 円というのが些末な金額であったとしても、強い負担感を抱くものと考えられる。このため、「税負担が生じる」ということそのものが、「103 万円の壁」として就労調整を行わせる心理的な壁となっていることが考えられる」と論じている。(是枝俊悟「配偶者控除の改正で女性の働き方は変わるか—「103 万円の壁」を取り除くために必要なこととは—」『大和総研 税制 A to Z』2014.4.28, p.7. <http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140428_008482.pdf>)

っているほか、夫の会社の配偶者手当が支給されなくなるなど、実質的な負担増も生じるため、結果として「103万円の壁」は今なお残っているとも考えられる。また、妻の収入が130万円を超えると、夫の健康保険の被扶養者から外れるなど、妻自身に社会保険料の自己負担が生じる、いわゆる「130万円の壁」も問題となっている。

妻の収入が100万円から141万円前後の世帯に発生する税負担等をまとめると表3のようになる。この範囲における負担増の程度を考えると、配偶者控除制度については、配偶者特別控除があるため夫に急激な負担増はなく、妻自身にかかる所得税・住民税についても、最低の税率が適用されるため、せいぜい年間数万円程度の負担増に収まる¹⁴。むしろ社会保険料の自己負担や、夫の会社からの配偶者手当が支給されなくなるの方が、実質的な負担は大きいと考えられる。

例えば、「130万円の壁」と言われている社会保険料については、妻の収入が130万円に達した場合、妻自身に社会保険料を負担する必要がある¹⁵。国民年金については、第3号被保険者から第1号被保険者になった場合、月々15,250円（平成26年度）の保険料がかかり、年間で183,000円の負担増となる。また、健康保険については、夫の被扶養者の要件から外れ市町村の国民健康保険の被保険者となった場合、月々約1万円の保険料がかか

表3 配偶者の収入による配偶者控除などの適用可否

妻の収入	妻（配偶者）			夫（納税者本人）				
	所得税	住民税	社会保険料	配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者手当など
				所得税	住民税	所得税	住民税	
65万円超 100万円以下	なし	なし	なし	○	○	×	×	○
100万円超 103万円以下	なし	有	なし	○	○	×	×	○
103万円超 130万円未満	有	有	なし	×	×	○	○	△
130万円以上 141万円未満	有	有	有	×	×	○	○	×
141万円以上	有	有	有	×	×	×	×	×
妻の収入が130万円の場合の負担額（円/年）	13,500円	約35,000円	約30万円	夫の年収が500万円が変わらず、妻の年収が102万円から130万円に増加したとすると、夫にかかる所得税、住民税はそれぞれ27,000円ずつ増加する。				約171,984円が支給されなくなる。

※便宜上夫が主たる収入を稼ぎ、妻が補助的な収入を得ているとし、妻の収入はパートなどによる給与とする。
※夫の会社からの配偶者手当などについては、妻の給与収入が103万円未満または130万円未満であることを給付の条件としている場合が多い。

※配偶者特別控除の適用要件は夫の合計所得金額が1000万円以下であること。

（出典）「配偶者控除」国税庁HP <<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1191.htm>>; 「配偶者特別控除」国税庁HP <<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1195.htm>>; 「公的年金の種類と加入する制度」日本年金機構HP <<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1726>>; 「諸手当の支給実態」『労政時報』3862号, 2014.2.28, pp.27-67などを基に筆者作成。

¹⁴ 妻のパートによる収入を130万円とした場合、妻本人にかかる所得税は年間で13,500円、住民税は年間で約35,000円となる。

¹⁵ 「130万円の壁」の原因となる、国民年金の第3号被保険者制度については、本田麻衣子「女性と年金をめぐる諸問題—諸外国との制度比較を通して—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』820号, 2014.3.28, pp.5-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8483886_po_0820.pdf?contentNo=1> を参照されたい。

り、年間では約 12 万円の負担増となる¹⁶。よって、妻の収入 130 万円を境に、年金、健康保険を合わせた社会保険料約 30 万円の負担が発生することとなる。

また、平成 25 年の労働行政研究所の調査によると、配偶者手当を支給している企業は約 6 割から 8 割におよび、ひと月当たりの平均支給額は 14,332 円、年間では 171,984 円となっている。配偶者手当の支給に配偶者の収入制限がある企業の割合は 68.1%であり、その内容の内訳は、「所得税法上の控除対象配偶者に支給」が 66.3%、「健康保険の被扶養者対象に支給」が 21.7%、「自社独自の基準を設けて支給」が 8.7%となっている¹⁷。公務員についても配偶者の収入が 130 万円未満であることを要件として扶養手当が支給されており、一般職の国家公務員の場合、支給額はひと月当たり 13,000 円、年間では 156,000 円となっている¹⁸。企業の配偶者手当や公務員の扶養手当の受給条件が、配偶者控除や健康保険の被扶養者の適用要件に連動していることで、「103 万円の壁」や「130 万円の壁」がより高くなっていると考えられる。

2 所得階層別の影響

配偶者控除制度は所得控除であるため、累進課税である所得税については、高所得者ほど適用される税率が高く、税負担の軽減額も大きくなる。したがって高所得者ほど有利な制度であると言われている¹⁹。たしかに軽減される金額の多寡を比べると、高所得者の方が有利になっているようにもみられるが、配偶者控除制度の年収に対する負担軽減額の割合を考えると、低所得者の方がより大きな恩恵を受けているとも言える。

表 4 配偶者控除制度廃止の前後における夫の所得税・住民税 (単位:万円または%)

		夫の年収(万円)							
		150	300	500	700	1000	1500	2000	3000
妻の年収が0から103万円の 場合 (夫に配偶者控除 適用)	配偶者控除あり(万円)	0.2	13.4	35.0	67.2	141.0	305.1	520.1	1003.7
	配偶者控除廃止(万円)	5.1	18.9	42.1	78.1	151.9	320.9	535.9	1022.2
	負担増額(万円)	4.9	5.5	7.1	10.9	10.9	15.8	15.8	18.5
	負担増額/夫の年収(%)	3.2	1.8	1.4	1.6	1.1	1.1	0.8	0.6
妻の年収が125万円 の場合(夫の所得 が1000万円以下な ら、夫に配偶者特 別控除適用)	配偶者特別控除あり(万円)	2.7	16.5	38.9	73.3	147.1	320.9	535.9	1022.2
	配偶者特別控除廃止(万円)	5.1	18.9	42.1	78.1	151.9	320.9	535.9	1022.2
	負担増額(万円)	2.4	2.4	3.2	4.8	4.8	0	0	0
	負担増額/夫の年収(%)	1.6	0.8	0.6	0.7	0.5	0	0	0

※夫婦のみのモデル世帯を想定し、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除および配偶者特別控除、社会保険料控除のみを考慮して所得税および住民税の税額を計算したものである。

※復興特別所得税は含めていない。

※社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に以下のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定した。
900万円以下：10%、1500万円以下：4%+54万円、1500万円超：114万円。

※住民税は所得割のみであり、均等割は含めていない。

(出典) 筆者作成。

¹⁶ 国民健康保険の保険料は市町村によって異なる。本稿では、東京都江戸川区の「国民健康保険料シミュレーション」<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/edg/simulation/keisan_kokuho.html> を用いて算定した。

¹⁷ 「諸手当の支給実態」『労政時報』3862号, 2014.2.28, pp.27-67.

¹⁸ 一般職の国家公務員の扶養手当については、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号)第11条に定められている。地方公務員の扶養手当の金額は、各自治体により異なり、例えば東京都については「職員の給与に関する条例」(昭和26年条例第75号)第10条において13,500(円/月)と定められている。

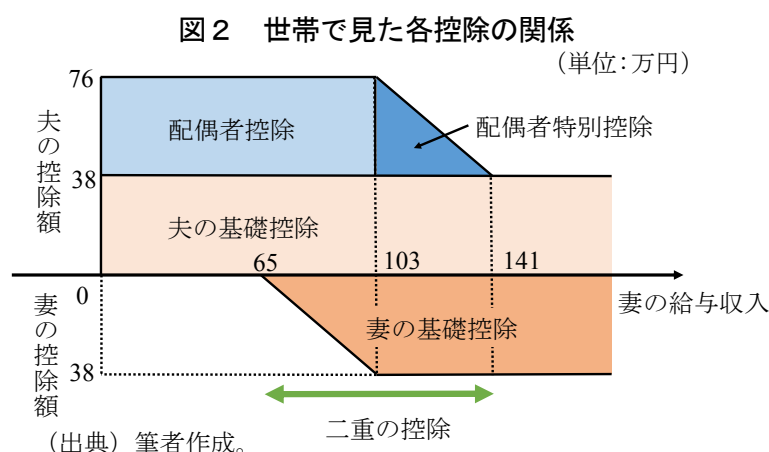
¹⁹ 例えば、樋口美雄ほか「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」『経済月報』内閣府, 603号, 2001.9, pp.55-96.

配偶者控除制度の恩恵について大まかな数字を把握するために、夫婦のみの世帯をモデルとして、配偶者控除制度が廃止になった場合の負担増について試算すると、表4のようになる。配偶者控除制度を廃止した場合の負担増を見ると、累進課税のため、金額では夫の年収が多いほど負担増額も大きくなる。ところが、夫の年収に対する負担増額の割合で見ると、夫の年収が多いほどその割合は小さくなっていることが分かる。

3 専業主婦・パート主婦世帯に対する優遇

配偶者控除制度が適用されない共働きの世帯に比べて、専業主婦世帯や「パート主婦世帯」²⁰が優遇されており、世帯間に不公平が生じているとの指摘はしばしば見られるところである²¹。現状では、配偶者控除制度が適用される範囲内で働くパート主婦は、自身に適用される基礎控除と、夫に適用される配偶者控除または配偶者特別控除の「二重の控除」²²の恩恵を受けることができる。世帯で見た各控除の関係を表すと、図2のようになる。

妻の給与収入が65万円から141万円の範囲の世帯については、最大で合計114万円（夫の基礎控除38万円+妻の基礎控除38万円+配偶者控除38万円）の控除を受けることができ、同制度が適用されない共働き世帯の合計76万円（夫の基礎控除38万円+妻の基礎控除38万円）を上回る結果となっている。



4 廃止による増税効果

配偶者控除制度が廃止された場合、代替的な施策が講じられないとすれば、それは単なる増税に過ぎないという批判も予想される。平成26年度現在の同制度の適用者数は、配偶者控除及び配偶者特別控除合わせて約1500万人であり、全て廃止された場合には、合計6300億円程度の税収増となる²³。また、「二重の控除」部分を解消する改定が行われた場合

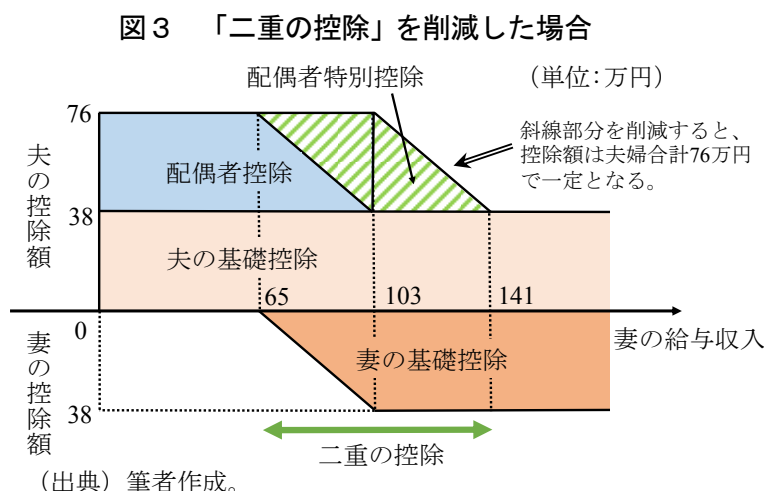
²⁰ 本稿では、配偶者控除制度が適用される収入の範囲内において、パート・アルバイトなどで働く妻を持つ世帯を「パート主婦世帯」と呼ぶこととする。

²¹ 一方で、配偶者控除制度はその恩恵を享受する側にとって必ずしも良い面ばかりではないという主張もある。例えば、永山榮子氏は、「配偶者控除は、専業主婦の家事労働について、一見優遇策のような制度ではあるが、夫婦の性別による役割分担を固定化することになり、男女の本質的平等の実現につながらない」と論じている。(永山榮子「介護・遺産相続をめぐる家族間の合意と所得税・相続税」人見康子・木村弘之編『家族と税制』(租税法研究双書 4) 弘文堂, 1998, p.40.)

²² 「二重の控除」については税制調査会でも問題とされており、平成12年7月の「わが国税制の現状と課題」答申において、「就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の人的控除を享受する結果となっています」と言及している。

²³ 財務省 前掲注(10)

(図3参照)、1200億円程度の税収増になると試算されている²⁴。



Ⅲ 配偶者控除制度は労働力供給を抑制しているか

前章で配偶者控除制度にまつわる議論を見てきたが、制度自体の是非については意見の分かれるところとなっている。ただそうした中でも、「103万円の壁」が今でも残っており、それが既婚女性の就労に影響を及ぼす可能性がある点については、十分に考慮の余地があるろう。この章では、配偶者控除制度が既婚女性の労働力供給を抑制しているか否かについて、調査結果等を基に検討する。

1 アンケート調査

厚生労働省が実施した「パートタイム労働者総合実態調査(2011)」²⁵によると、15.6%のパート労働者が就労調整をしている。配偶者がいる女性に限るとその数字は21.0%となり、配偶者がいない女性の8.1%を上回る結果となっている。就労調整をする理由については、33.0%の女性が「配偶者控除」を理由として挙げている。もっとも、「自分の所得税」を61.5%、「健康保険、厚生年金の加入」を43.1%の女性が理由に挙げており、これら2つが配偶者控除制度よりも大きな影響を与えているとの結果となっている。また、「平成25年版 パートタイマー白書」²⁶による収入制限についてのアンケート結果では、「制限している/103万円を目安」28.0%、「制限している/130万円を目安」8.6%、「制限している/その他の金額を目安」3.0%、「制限していない」60.4%となっている。これらのアンケート結果から、配偶者控除制度がパート女性の就労調整の一要因となっていることがうかがわれる。

「労働力調査 長期時系列データ」²⁷によると、平成25年の女性のパート・アルバイト労働者は1019万人であることから、数十万から数百万人規模の既婚女性が配偶者控除制度

²⁴ 是枝 前掲注(13), p.8.

²⁵ 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査(2011)」<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001021294&requestSender=search>

²⁶ アイデム人と仕事研究所編『平成25年度版 パートタイマー白書』アイデム人と仕事研究所, 2013, pp.15-16.

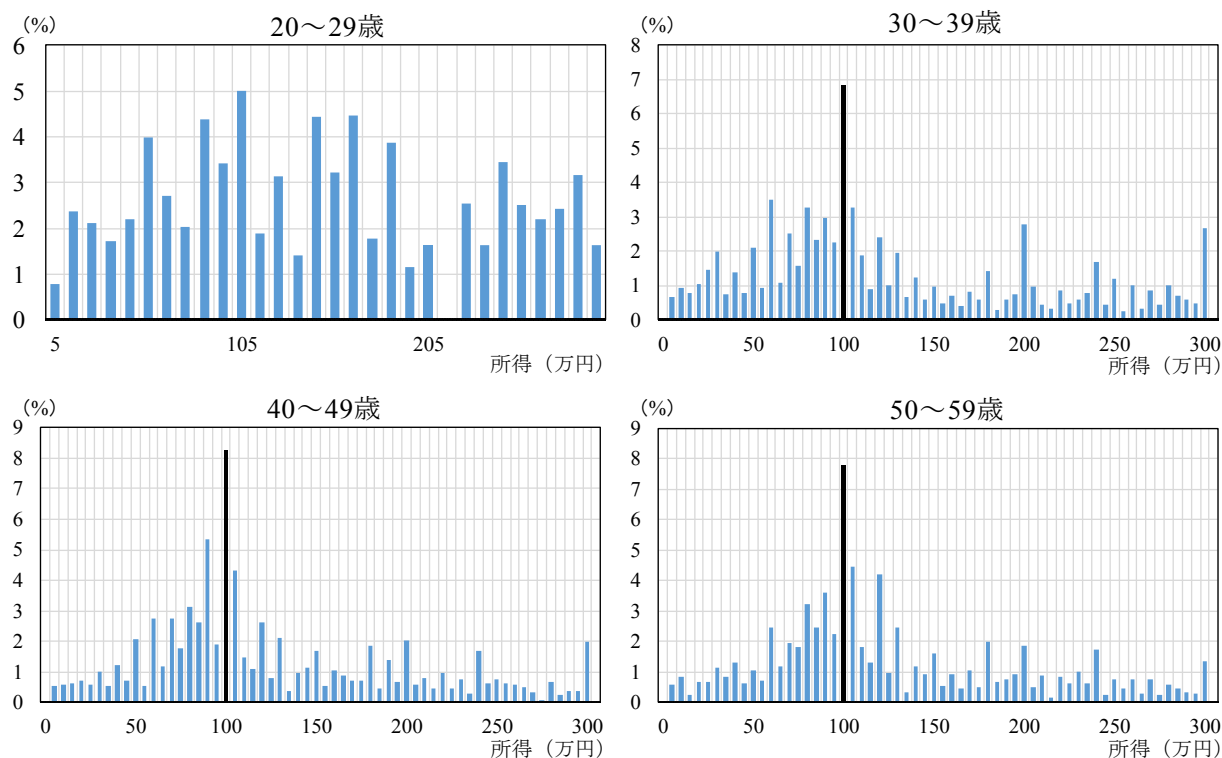
²⁷ 総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」<<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>>

を1つの理由として、就労調整をしていると考えられる。

2 既婚女性の給与所得分布

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループは、「国民生活基礎調査(2010)」を基に、既婚女性の給与所得者の所得分布について分析している²⁸(図4参照)。グラフを見ると、30～39歳、40～49歳、50～59歳の既婚女性について、いずれも100万円付近で突出した値を示している。20～29歳の既婚女性にこの傾向が見られないのは、この年代の女性は正社員で働く被用者が多く、就業調整が必要なパートの割合が相対的に小さい²⁹ためと考えられる。また、安部由起子氏・大竹文雄氏は、「パートタイム労働者総合実態調査(1990)」の個票データを分析し、既婚女性パートタイム労働者の年収は100万円付近に集中していることを指摘している。さらに、既婚女性のうち子

図4 既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)



※当該調査には300万円以上の所得分布もあるため、上記の範囲である300万円までの割合を足しあげても100%にはならない。ただし、300万円までの雇用者所得への分布の累積比率は、30歳代、40歳代で79%、50歳代で77%となっている。

(出典) 内閣府男女共同参画局「既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)」『男女共同参画白書 平成24年版』2012。

<http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-13.html>を基に筆者作成。

²⁸ 内閣府男女共同参画局「既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)」『男女共同参画白書 平成24年版』2012。<http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-13.html>

²⁹ 日本労働組合総連合会の平成25年の調査によると、女性労働者における25～29歳層のパート比率は19.1%となっており、35～39歳の34.8%、40～44歳の40.0%と比べて低い値となっている。(日本労働組合総連合会「短時間労働者の人員と労働条件」『連合・賃金レポート2013』2013。<http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/shuntou/2013/shuukei_bunseki/23.html>)

供がなく夫以外の家族と同居していないグループと、未婚かまたは既婚でも夫が働いていないグループの2つを比較し、前者のグループにおいて年収100万円付近への集中がより顕著であることを認めている³⁰。

以上の調査から、既婚女性の給与収入は100万円付近に集中がみられ、前節のアンケート調査の結果と合わせて考えると、既婚女性による配偶者控除制度を理由とした就労調整が行われている可能性が考えられる。

3 定量的分析

配偶者控除制度が既婚女性の労働力供給を抑制しているか否か定量的に分析した事例(表5参照)について、その結論部分を概観しておこう。

配偶者控除制度が、既婚女性の労働参加の有無に影響を与えるか否かという観点から、以下の論者が分析を行っている。大石亜希子氏、萩原里紗氏、高橋新吾氏のそれぞれの分析によると、程度の差はあるものの配偶者控除制度は既婚女性の労働参加を抑制する効果を持つとしている。一方で、古谷泉生氏、坂田圭氏ほかのそれぞれの分析では、配偶者控除制度は既婚女性労働者の労働参加に大きな影響を持たないとしている。また、樋口美雄氏ほかの分析では、配偶者控除制度の拡充が既婚女性の労働参加率を高めるとしており、パート労働という就労形態ではあるものの、配偶者控除制度は既婚女性の労働参加を促進する効果を持つとしている。

また、配偶者控除制度が、既婚女性労働者の労働時間に影響を与えるか否かという観点から、赤林英夫氏及び坂田氏ほかがそれぞれ分析を行っている。これらの分析では、配偶者控除制度は既婚女性労働者の労働時間を抑制する効果を持つとしている³¹。

おわりに

税制調査会では、平成27年度以降の中長期的な課題として、配偶者控除制度以外の人的控除を含めた、所得税全体の在り方について議論していくとし³²、平成26年11月時点において、配偶者控除制度の具体的な見直し案として以下の5つの選択肢を提案している³³。

- ①配偶者控除制度の廃止と子育て支援の拡充
- ②配偶者控除制度の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充

³⁰ 安部由起子・大竹文雄「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』31(2)1995.9, pp.120-134.

³¹ 大石亜希子「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』39(3), 2003.Win, pp.286-300; 萩原里紗「女性の労働供給増加に向けて—配偶者控除・特別控除制度の廃止と低所得者向け税額控除制度の導入—」『季刊政策分析』3(3・4), 2008.10, pp.43-56; 高橋新吾「配偶者控除及び社会保障制度が日本の既婚女性に及ぼす労働抑制効果の測定」『日本労働研究雑誌』52(12), 2010.12, pp.28-43; 古谷泉生「配偶者控除のマイクロ・シミュレーション」『PRI discussion paper series』No.03A-23, 2003.7; 樋口ほか「前掲注(19); 赤林英夫「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』東京大学出版会, 2003, pp.113-133; 坂田圭・C.R.McKenzie「配偶者特別控除の廃止は有配偶女性の労働供給を促進したか」樋口美雄・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズム 2』慶應義塾大学出版会, 2006, pp.129-151.

³² 「所得税全体見直しへ 政府税調 人口減少見据え検討」『朝日新聞』2014.9.30.

³³ 税制調査会「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)(案)」2014.11.7, pp.6-10. <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afidfieldfile/2014/11/10/26zen12kai2.pdf>

- ③いわゆる移転的基礎控除³⁴の導入と子育て支援の拡充
 ④いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充
 ⑤「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充

いずれの案についても、配偶者控除制度の見直しに、子育て支援が加味されたものとなっており、子育て世帯を含めた女性の活躍を後押しする制度設計となっている。

創設から半世紀以上が経過し、配偶者控除制度は人的控除の1つとして着実に定着していると言える。そのことを踏まえ、またその他の人的控除と整合性を保った上で、女性の働き方に中立な制度の設計という観点から再検討する余地はあろう。社会・経済の構造変化を踏まえ、時代に即した税制が求められる中、所得税制全体に影響を及ぼす配偶者控除制度の見直しには、特に丁寧な議論が望まれる。

表5 配偶者控除制度に関する定量的分析結果

	使用データ	定量的分析結果
既婚女性の労働参加の有無に与える影響		
大石 (2003)	国民生活基礎調査 (1998)	税制や社会保障制度、配偶者手当などの慣習は、総合してみるとサラリーマンの妻の就業参加率を6.4～15%前後引き下げている。これらの制度要因による就業抑制効果（就業参加率の引下げ割合）は、20～59歳の有配偶女性全体の4.5～10%に相当する規模になる。
萩原 (2008)	労働力調査年報、家計調査年報、賃金構造基本調査、物価統計年報 (1987～2006)	配偶者控除・配偶者特別控除制度を廃止した場合、20～34歳年齢階級の女性労働人口を19.2万人、20～64歳年齢階級の女性労働人口を37.7万人増加させる。
高橋 (2010)	消費生活に関するパネル調査 (1994～2003)	配偶者控除・配偶者特別控除制度を完全に廃止する政策は労働供給を上昇させるが、その上昇幅は母集団平均で0.7%にとどまる。
古谷 (2003)	国民生活基礎調査 (2001)	配偶者控除・配偶者特別控除をともなう現行制度は、既婚女性の労働供給に大きな歪みを与えるような効果を持たない。
樋口ほか (2001)	消費生活に関するパネル調査 (1993～1997)	配偶者控除等の拡充（控除額の増額及び適用所得上限額の引上げ）は有配偶女性の労働力化を進め労働力率を高める方向に働く。その中で、配偶者控除等の適用範囲内に収入を抑制するために就労調整が行われ、パート労働者として就労することを促進している。
既婚女性労働者の労働時間に与える影響		
赤林 (2003)	パートタイム労働者総合実態調査 (1990～1995)	配偶者控除・配偶者特別控除制度を廃止した場合、既婚女性の平均労働時間は1.91%増加する。
坂田・ C.R.McKenzie (2006)	慶応義塾家計パネル調査 (2004, 2005)	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止は、有配偶女性の就業選択には影響がなかったものの、週間労働時間をおよそ4時間増加させる効果を持つ。

〔出典〕大石亜希子「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』39(3), 2003.Win, pp.286-300; 萩原里紗「女性の労働供給増加に向けて—配偶者控除・特別控除制度の廃止と低所得者向け税額控除制度の導入—」『季刊政策分析』3(3・4), 2008.10, pp.43-56; 高橋新吾「配偶者控除及び社会保障制度が日本の既婚女性に及ぼす労働抑制効果の測定」『日本労働研究雑誌』52(12), 2010.12, pp.28-43; 古谷泉生「配偶者控除のマイクロ・シミュレーション」『PRI discussion paper series』No.03A-23, 2003.7; 樋口美雄ほか「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」『経済月報』内閣府, 603号, 2001.9, pp.55-96; 赤林英夫「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』東京大学出版会, 2003, pp.113-133; 坂田圭・C.R.McKenzie「配偶者特別控除の廃止は有配偶女性の労働供給を促進したか」樋口美雄・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズム 2』慶應義塾大学出版会, 2006, pp.129-151 を基に筆者作成。

³⁴ 移転的基礎控除とは、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み。配偶者の収入にかかわらず夫婦の控除の合計額が一定となるよう設計される。